

琉球大学学術リポジトリ

離婚後の親権と監護権の分属の当否に関する考察

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学法文学部・大学院法務研究科 公開日: 2015-08-14 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 武田, 昌則, Takeda, Masanori メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/31474

離婚後の親権と監護権の分属の当否に関する考察

武田昌則

- 1 問題状況
- 2 単独親権制度の下で子の共同養育を図るための解釈上の工夫
- 3 親権・監護権の概念を踏まえた分属の是非の検討
- 4 分属の可否についての判例と学説の検討
- 5 親権と監護権を分属させるアプローチを用いた解決の具体例

1. 問題状況

離婚に伴う親権者の指定につき、民法 819 条 1 項は「父母が協議上の離婚をするときは、その協議で、その一方を親権者と定めなければならない。」と規定するとともに、同条 2 項で、「裁判上の離婚の場合には、裁判所は、父母の一方を親権者と定める。」と規定し、単独親権制度を採用している。そして、離婚に伴う親権者の指定につき、母親が親権者と指定されることが多い¹。

このことは、いわゆる涉外離婚事件、その中で婚姻の一方当事者が外国人であるケースにおいても、多くの場合にあてはまる。離婚に伴う親権者の指定は、「親子間の法律関係」の問題として、法の適用に関する通則法（以下、「通則法」という。）32 条が適用されると解されているところ²、同条によれば、子の本国法が父又は母の本国法と同一である場合には子の本国法を準拠法とす

¹ 平成 23(2011)年に離婚を経験した子 235、195 人のうち、母が全児童の親権者になる比率は 83.6%とされる（二宮周平「家族法」第 4 版 111 頁。）。

² 東京地判平成 2 年 11 月 28 日（判例タイムズ 759 号 250 頁）は、通則法定定前の法例 21 条（通則法 32 条と同趣旨の規定）につき、「離婚の際の親権の帰属については、法例は、離婚の準拠法（16 条、14 条）と親子関係の準拠法（21 条）のいずれによるべきかにつき、明言していないが、離婚の際の親権の帰属問題は、子の福祉を基準にして判断すべき問題であるから、法例 21 条の対象とされている親権の帰属・行使、親権の内容等とその判断基準を同じくするというべきである。してみれば、離婚の際の親権の帰属については、法例 21 条が適用されることとなる。」旨判示する。

る旨規定されている。日本人と外国人の両親から生まれた子は日本国籍と外国籍の両方を有する場合が多いが、重国籍者の本国法は、重国籍の中に日本法があれば日本法とされるから（通則法 38 条 1 項ただし書）、日本法が父又は母の本国法である限り、子の本国法と同一の法として、離婚に関する親権者の指定については、日本法が適用されることとなる³。つまり、日本人と外国人との夫婦の離婚に関する手続きが日本の裁判所に係属する場合には、離婚に伴う親権者の指定は、子が日本国籍を有する多くの場合、日本法に従って決定されることになるからである。

ところが、離婚後も原則として共同親権を維持できる制度が採用されている諸外国、例えば欧米諸国やオーストラリア、ニュージーランドの国籍を有する外国人親、とりわけ父親にとって、単独制度に基づき多くの場合に母親が単独親権者と指定される実務の在り方は受容できないと感じられる場合も多いのではなかろうか。

また、日本でも、離婚後の単独親権制度がとられているがゆえに、離婚時に子の争奪をめぐる夫婦間で熾烈な争いが演じられる例が多く、なんら罪のない子供が被害を受けるケースが多くなっている現状があるとの認識のもとに、離婚後共同親権の確立を求める運動も強まっている⁴。

以上のような問題意識をふまえ、家族法の課題として、民法を改正して共同親権を導入することの是非が問われており⁵、離婚後の共同親権制度の導入につき、具体的な改正提案にまで踏み込んで検討された優れた論稿も存する⁶。

他方で、面会交流を円滑に行う制度や養育費を十分に回収するための制度の不備や、少なからぬ離婚事例においてみられるドメスティックバイオレンスの問題を検討したうえで、離婚後の共同親権を原則すべての離婚後の夫婦に認

³ 大谷美紀子「別居・離婚に伴う親権・監護をめぐる実務上の課題 特集 親権をめぐる動向—民法等改正とハーグ条約加盟へのうごき」ジュリスト 1430 号 21 頁注 5)。

⁴ 共同親権ネットワーク公式サイト <http://www.kyodosinken.com> 参照。

⁵ 平成 22 (2010) 年 3 月 9 日衆議院法務委員会における千葉景子法務大臣 (当時) の東弁。

⁶ 水野紀子「親族法 特集 家族法改正—婚姻・親子法を中心に」ジュリスト 1384 号 58 頁。

めることに関しては、面接交流や養育費の問題、その背景にあるコミュニケーションの困難、そして子どもの生活の困難を解決する慎重な調査と議論、その前段の条件整備が必要であるとして、共同親権制度の導入につき慎重な意見も存する⁷。

本稿では、立法論としての離婚後の共同親権制度の導入の可否については立ち入らずに、離婚後の単独親権制度が採用されている現行法下において、共同養育を図るための解釈上の工夫が理論的に可能であり、かつ、具体的に妥当なものとして用いることができるのかどうかにつき、検討してみたい。

2. 単独親権制度の下で子の共同養育を図るための解釈上の工夫

離婚後の単独親権制度が採用されている現行法下においても、個々の事案においては、子の奪い合いにつながる父母間の深刻な葛藤を回避するために様々なアプローチがなされているようであるが、親権ないし監護権の帰属に着目すれば、以下の3つ、アプローチに分類することができる。

- (1) 親権者を単独とし、監護者についての定めを設けず、監護に関する具体的な事項（転居・教育・医療・養子縁組・氏の変更）を分担・共同で行うことや、報告・情報の開示等を定める条項により、実質的に共同養育を実現するアプローチ

離婚後の子の監護に必要な事項が、子の利益を最も優先して考慮しなければならないとされる民法 766 条 1 項の趣旨を踏まえれば、監護に関する具体的な事項を父母の間で取り決めておき、子の監護に関する父母の葛藤を可能な限り回避する工夫は望ましいことであると考えられる。しかしながら、このアプローチでは、離婚により親権を奪われてしまったと感じる一方の親の不安を払拭することはできない。

さらに、このアプローチは、あくまでも具体的な事項についての合意のみをベースとする点で、合意が破られた場合の法的な担保に支えられ

⁷ 「共同親権、共同監護、あるいは共同の親責任などを認める法改正についての見解」
<http://www.single-mama.com/opinion/kyodoshinken.html>

た十分な実効性が確保できるかどうかにつき、やはり疑問が残る⁸。

- (2) 民法 766 条に基づき、親権と監護権とを分属させる（一方の親を親権者に指定し、他の親を監護者に指定する）アプローチ

親権と監護権の分属により、父母双方が子の養育についての共同責任を負担していることを自覚させ、子の福祉の観点から、父母の監護養育責任と協力の必要性を強調することにより、離婚後の共同監護の可能性を模索しようとするアプローチと評価できる⁹。もっとも、抽象的に親権と監護権とを分属させる合意は、それだけでは、親権と監護権の内容および範囲が不明確であり、かえって子の監護に関する法的関係を曖昧・不安定にしかねない懸念があるとの問題点の指摘¹⁰は至極もつともであり、十分に考慮されなければならない。

- (3) 包括的な共同監護の合意をするアプローチ

民法 766 条 1 項の文言が「子の監護をすべき者...は、その協議で定める。」とされていることに着目し、解釈として監護者を父母双方とすることは可能であるとするアプローチである¹¹。単独親権制度の弊害を除去するという意味では最も進んだアプローチと評価できるが、抽象的に共同監護を定めるだけではかえって子の監護に関する法的関係を曖昧・不安定にしかねない懸念があるとの問題点の指摘はこのアプローチにもあてはまる。また、少なくとも親権を認められなかった一方の親からすれば親権と監護権が分属することを前提とするものであるから、このアプローチの適否を検討するにあたっては、親権を監護権の分属が理論的に可能で、かつ、具体的に適切な場合があるのかどうかを検討されなければならない。

⁸ 前掲・大谷 23～24 頁。

⁹ 離婚に際しての父母の親権争いで、妥協的調整的措置として利用できること、離婚による混乱の中で落ち着くまで便宜的暫定的に父母間で親権と監護権を分ける実益があることから親権の監護権の分属を主張する見解もあるが（棚村政行「親権法の改正をめぐって」Law & Practice 第 2 号（2008）に紹介されている。）、このような根拠をあげるだけでは後述の問題点の指摘に答えたことにならないであろう。

¹⁰ 大谷・前掲 23 頁。

¹¹ 二宮・前掲 115 頁。

3. 親権・監護権の概念を踏まえた分属の是非の検討

そこでまず、離婚後の親権と監護権の分属の可否を論ずる前提として、親権・監護権の具体的な内容を踏まえて、どのような形で分属が想定されるべきかを検討してみたい。この点の検討が十分になされていなければ、そもそも分属の是非を検討することもできないと考えられるからである。

(1) 親権の内容について

親権は身上監護権と財産管理権に分けることができるとされ¹²、このうち財産管理権（子の財産を管理し、子の財産に関する法律行為についてその子を代表する権限（民法 824 条本文））については、子の身上監護に必然的に伴う法律行為については監護者がこれを保持できると解する限り、親権と監護権の分属を認めるにあたって特に問題を生じないと考えられる。

親権と監護権の分属の是非を検討するにあたっては、親権の内容である身上監護権のどこまでが監護権者に与えられ、どこまでが親権者に留保されるのかが問題となるのであるから、親権の内容である身上監護権の内容が何なのか、が明らかにされなければならない。

(2) 身上監護権の内容

身上監護権の内容としては、①監護教育権、②居所指定権、③懲戒権、④職業許可権、⑤身分行為などの代理権に分類される¹³ので、以下、それぞれにつき検討する。

① 監護教育権

監護とは子を監督保護し身の回りの世話をすることを指し、教育とは主として知能や技能を育て、子の精神的情緒の発達を促すことをいうが、実際には両者は不可分のものであり、監護教育を一体として、子どもの心身両面の健康と発育を促進し、一人前の人間に育てることをいうとされる¹⁴。

¹² 棚村・前掲 164 頁。

¹³ 棚村・前掲 164～167 頁。

¹⁴ 棚村・前掲 162～163 頁。

親権と監護権が分属される場合、ここにいう監護教育権がもつばら監護者たる親に認められることは当然であるが、重大な疾患の場合の医療機関や診療方針の選択、あるいは教育機関の選択といった、子の重大な福祉に関する意思決定については、アメリカ合衆国でもカリフォルニア州等の多くの州において認められている Legal Custody と Physical Custody の分類を参考にして、親権者にも Legal Custody に相当する上記のような意思決定権限が留保されるものと解すべきであろう。そのうえで、親権者が相当な期間内にその意思を表明しないなど監護者に対して協力しないような場合、あるいは緊急の状況下で親権者の同意を得ては子の利益が害されるような場合には、子の利益のために監護者が単独で決定できると解すれば、子の利益も十分に確保できるものと思われる。

② 居所指定権（民法 821 条）

民法 821 条は「子は、親権を行う者が指定した場所に、その居所を定めなければならない」旨規定する。親権者とは別に監護者が定められた場合、子の現実の養育監護を行うのが監護者である以上、そのための居所指定権も当然監護者に属する¹⁵。しかしながら、居所指定権が濫用されてはならないことは当然であり、さらに、とりわけ国際的な住居所の異動を伴う場合、居所の指定は子の福祉に関する重大な決定になるのであるから、そのような場合には、親権者にもその決定権限が留保されるものと解すべきであろう¹⁶。この点についても、親権者が相当な期間内にその意思を表明しないなど監護者に対して協力しないような場合、あるいは緊急の状況下で親権者の同意を得ては子の利益が害されるような場合には、子の利益のために監護者が単独で決定できると解すれば、子の利益も十分に確保できるものと思われる。

¹⁵ 清水節「判例先例親族法 III 親権」187頁。

¹⁶ 清水・前掲は、親権者とは別に監護者が指定された場合にも、「親権者が居所指定権を完全に喪失するわけではないから、居所指定権を失うものではない」とする。

③ 懲戒権（民法 822 条）

民法 822 条の規定する懲戒権は、監護教育権に含めて考えればよく独自ものとして認めるのは疑問との指摘もあり¹⁷、あくまで監護教育の目的で行われるべきものであるから、監護教育権と同様に考えればよいと思われる。

④ 職業許可権

職業許可権は、子の職業につき許可するかどうかを決める権限をいう。ここにいう「職業」は民法 6 条の「営業」よりも広い概念であるとされ、いわゆるアルバイトとして他人の使用人となるケースも含むと考えられることから、この権限も、子の福祉に関わる重大な決定に関するものでない限り、もっぱら監護者に与えられているものと考えべきであろう。

⑤ 身分行為などの代理権

身分行為などの代理権は、具体的には、未成年者の子の法定代理人として、認知の訴えを提起したり（民法 787 条）、15 歳未満の子の氏の変更（同 791 条 3 項）、15 歳未満の子の養子縁組の代諾（民法 797 条）などの権利を含むものとされ、民法 791 条 1 項及び 3 項にも基づく入籍届につき、法定代理人ある親権者が行わなければならないとされたケースがある¹⁸。

この点、身分行為などの代理権が監護者ではなく親権者に与えられること自体は、その効果に鑑み妥当であったとしても、離婚後に親が国境を越えて別居したような場合には、監護権者にその権限が留保された方が望ましいと考えるべきケースもあろう。たとえば、米国で出生したが出生後 3 カ月以内に日本国籍留保届を忘れて日本国籍を失った子が、両親の離婚後に、国籍法 17 条 1 項に基づき日本国籍を再取得する行為は、子に何ら不利益を与える行為ではないにもかかわらず

¹⁷ 石川稔「親権の性質と内容」判例タイムズ 747 号 275 頁。

¹⁸ 東京高決平成 18 年 9 月 11 日家裁月報 59 巻 4 号 122 頁。

ず、親権者がこれを行わないために子が不利益を受けるということも考えられる。

もつとも、この点についても、親権者が相当な期間内にその意思を表明しないなど監護者に対して協力しないような場合、あるいは緊急の状況下で親権者の同意を得ては子の利益が害されるような場合には、子の利益のために監護者が単独で決定できると解すれば、子の利益も十分に確保できるものと思われる。

(3) 親権と監護権の分属に関するガイドライン

以上より、親権と監護権が別々の親に分属する場合、親権のうち身上監護権に属する監護教育権・居所指定権・懲戒権・職業許可権は原則として監護権者に属することになるが、子の福祉に関する重大な決定については、親権者にも決定権限が留保され、親権者が相当な期間内にその意思を表明しないなど監護者に対して協力しないような場合、あるいは緊急の状況下で親権者の同意を得ては子の利益が害されるような場合には、子の利益のために監護者が単独で決定できると解すべきである。他方、身上監護権のうち身分行為に関する代理権については、原則として親権者に留保されるが、親権者が相当な期間内にその意思を表明しないなど監護者に対して協力しないような場合、あるいは緊急の状況下で親権者の同意を得ては子の利益が害されるような場合には、子の利益のために監護者が単独で決定できると解すべきである。

もちろん、上述のとおり、抽象的に親権と監護権とを分属させるだけでは、親権と監護権の内容および範囲が不明確であり、かえって子の監護に関する法的関係を曖昧・不安定にしかねない懸念があるとの問題点の指摘を踏まえ、両親の合意あるいは裁判所の決定により、監護に関する具体的な事項（転居・教育・医療・養子縁組・氏の変更）を分担・共同で行うことや、報告・情報の開示等を定める条項により、実質的に共同養育を実現するような配慮が併せてなされるべきことは当然である。

4. 分属の可否についての判例と学説の検討

離婚後の親権と監護権の分属については、上述の問題点の指摘のほか、父母の間で分属の実績もなく双方の対立が激しい場合には分属は子の利益に反し認められないとの指摘がなされている¹⁹。

また、裁判例でも、「未成年者の健全な人格形成のために父母の協力が十分可能であれば、監護権と親権とを父母に分属させることもそれはそれとして適切な解決方法である場合もあるとしても、先に認定したとおりの原告人と相手方の性格、両者の関係等に鑑みると、本件において双方の適切な協力が期待され得る状況にあるとは思われず、前記のとおり監護者として適当な原告人から親権のみを切り離して相手方に帰属させるのが適当であるとは認め難い。」との理由で分属を否定したケースがある²⁰。

しかし、父母の間で子の養育につき協力が得られない場合（正確には、協力についての合意が得られない場合、というべきであろう。）には、分属を一切否定すべきなのであろうか。かえって、そのような合意がない限り単独親権とせざるを得ないような実務の運用が、むしろ子の養育をめぐる父母の対立を激化させ、子の奪い合いを助長している側面がないであろうか²¹。

¹⁹ 棚村・前掲 158 頁。

²⁰ 東京高決平成 5 年 9 月 6 日家裁月報 46 卷 12 号 45 頁。

²¹ この点に関する前掲・共同親権運動ネットワークの「裁判所・法曹関係者の方へ」というメッセージを以下に引用する。

「法曹関係者の中には、現在の単独親権制度においてすら親どうしの紛争が激しいのに、離婚後も子どものことで合意をとることが必要となる共同親権制度では、紛争が離婚後も継続することになり、共同親権には慎重という意見が多くあります。家裁では「両親間の葛藤が高い」、「監護家庭の安定」を理由に、多くの親子関係が絶たれ、法曹関係者がそれを「しかたのないこと」と当事者に諦めさせる場面が多くあります。しかし、このような離婚に伴う葛藤の高まりは、当事者のせいだけではなく、一方的に親権を剥奪させられ、親権のない親が親たりえない証明とされる現在の法制度と家裁の運用の結果です。共同親権になっても、離婚後の子どもの養育について紛争が続く親はいるでしょう。しかし、離婚しても子どもの成長にかかわり続けられることが法的に保障されれば、離婚時に譲り合う部分も多くなり、葛藤が離婚を契機に高まることは避けられることが予想されます（実際、ドイツでは共同親権の採用とともに調停の申し立て件数が減少しました）。また共同養育は、お互い手元に子どもがいる場合にだけ子どもの養育

むしろ、多くの場合に離婚後の単独親権者として母親が指定されていることの要因として、監護能力のほか、監護の実績・継続性（現状）の尊重といった事情があげられること²²に鑑みれば、離婚後の単独親権者として母親が指定されている事例の多くも、あえて親権を父親から奪ってしまうまでのことはなく、母親を監護権者と指定すれば足り、そのようにしたほうが父母による養育の実態に合致しているといえはしないであろうか。

以上より、父母が子の養育監護について対立している場合であっても、監護に関する具体的な事項（転居・教育・医療・養子縁組・氏の変更）を共同で行うことや、報告・情報の開示等を定める条項により、実質的に共同養育を実現するような配慮が併せてなされることを前提に、親権と監護権の分属それ自体をタブー視することなく、これを積極的に認めるべきではないかと考えるものである。

5. 親権と監護権を分属させるアプローチを用いた解決の具体例

最後に、離婚後の親権と監護権を分属させることを通じて国境を越える子の奪取に関する父母の対立を解決した事例を紹介したい。父母ともに日本人であるがアメリカ合衆国に永住権を取得して同国に居住していたところ、母が日米両国籍を有する子らを連れて日本に帰国しアメリカ合衆国に居住する父を相手方として日本の裁判所に離婚訴訟を提起して親権者の指定を求めたことに端を発し、父もアメリカ合衆国のある州の裁判所に離婚訴訟を提起したという事案につき、アメリカ合衆国で父の訴えを認める判決が出され、これにつき母が日本の家庭裁判所に提起した離婚無効確認訴訟で母が敗訴し、これにつき母が控訴して日本の高等裁判所で最終的に和解が成立した事案である。父は従前により子の養育に積極的にかかわっており、父母は子の養育をめぐる非常に

に責任を持ち、それぞれの家庭生活には干渉しない並行養育が基本です。「非関与という協力」さえできれば、あとは子どもの受け渡し時の安全が確保できれば、大部分の共同養育、面会交流は安定していくはずです。裁判所関係者や弁護士の方々にも、この点をご理解いただき、現行法制度のもとにおいても共同養育、面会交流を進めていくことをお願いします。」

²² 榎原富士子ほか「家族法実務講義」171頁。

激しく対立した事案であったが、そのような状況下でも親権と監護権の分属を前提として和解が成立し、かつ、その後も面会交流も現在のところ円滑に行われているという事案である。アメリカ合衆国での面会交流を内容とする点でも、日米両国籍を有する子らの福祉に配慮することができた事案である²³。別紙が、和解条項のうち、子の監護に関係する部分である。もとより、今後も円滑に条項が遵守されるかどうか、見守らなければならない事案であるが、親権と監護権の分属という手法を、子の監護養育をめぐる争っていた父母の間に用いた事例として、何らかの参考になればと願って紹介したものである²⁴。

²³ なお、本事案は、いわゆるハーグ条約（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約）が日本で発行する前の子の奪取に関するものである。

²⁴ 国際離婚事案を含む離婚事案について親権と監護権の分属という手法が用いられたケースは少なくないと聞くが、具体的にどのような形で解決されたかについては不明な場合が多い。当事者がその公開を望まないことが多いからであろう。この点については、本事案の和解条項につき当事者が特定されないことを条件にその内容を活用することを認めてくださった当事者に感謝するとともに、心より敬意を表したい。

【別紙】和解条項

1. 母と父は、未成年者 A 及び未成年者 B（以下、「B」という。）兩名の養育にあたっては、何よりも未成年者兩名の福祉を第一に考えるべきものとする。
2. 未成年者兩名の親権者がいずれも父であることを確認する。
3. 未成年者兩名の監護者を母と定める。
4. 母は、父に対し、父と未成年者兩名とを、未成年者兩名が成人するまでの間、春季の 7 日間は日本で、夏季の 1 か月間（ただし、1 年目は 10 日間、2 年目ないし 4 年目は 20 日間）は米国で、冬季の 4 日間（ただし 1 年目ないし 4 年目は 8 日間）、母の立会いを伴わずに面会交流させなければならない²⁵。
7. 前項の面会交流につき、母と父との間で未成年者兩名の引渡しを行う場所は、面会交流を行う場所が米国である場合は、交流開始時については〇〇空港国内線第 2 ターミナルとし、交流終了時については〇〇国際空港第 1 ターミナル到着ゲートとする。面会交流を行う場所が日本である場合は交流開始時については〇〇〇〇口改札前とし交流終了時については〇〇駅〇〇口とする。なお、引渡しについては、各当事者の負担により、各当事者から委任を受けた代理人が代理して行うことを認める。代理人により引渡しを行う場合には、代理人を用いる側の当事者が、引渡日の前日までに、相手方に対してこれを電話、電子メール、又はファクシミリ等の方法で連絡しなければならない。前項の面会交流に要する未成年者らの交通費は、父が負担する。
8. 父は、未成年者兩名と、日本時間の毎週日曜日（ただし、父が日本に滞在している場合は毎週土曜日）の午前 10 時から正午までの間、母の立会いのない状態でウェブカメラ上での交流を行うことができる。
9. 未成年者兩名が米国に滞在している間は、母は、未成年者兩名と、米国〇〇時間の毎週土曜日の午後 5 時から 7 時までの間、父の立会いのない状態でウェブカメラ上での交流を行うことができる。
10. 母と父が別途書面（電子メール又はファクシミリを含む。）で合意した場合には、第 6 項に定める面会交流期間・場所、第 7 項に定める引渡しの場所・

²⁵ 実際の和解条項には別表の形で具体的な日が記載されている。

方法、第8項ないし第9項に定めるウェブカメラ上の交流を行う時間を変更することができる。

11. 母と父とは、相互に、相手方と未成年者兩名との上記交流を妨げ、また上記交流に関し未成年者に干渉してはならない。

12. 父は、未成年者ら兩名の幼稚園、学校行事に参加することができる。参加するときは事前に母に連絡するものとする。

13. 父は、未成年者らが通う学校から直接成績の開示を受け、また未成年者らの学校での様子について報告を受けることができる。

14. 母は、未成年者らが入院等を要する病気や怪我をしたときは、直ちに父にその旨を伝え、子の居場所、状態、医療機関の名前と連絡先を伝えなければならない。

15. 母は、未成年者らに対し、それぞれ、ウェブカメラ等を使った英会話教室を、1週間につき2回以上受講させなければならない。上記英会話教室の受講料は、父が英会話教室の運営者に対して直接支払うものとする。父は、英会話教室の運営者に対し、毎月、未成年者らによる上記英会話教室への出欠を確認できるとともに、英会話教室より成績表の写し等の交付を受けることができる。母は、このような扱いが受けられるよう、協力しなければならない。

16. 未成年者につき、親権者の同意等が必要なときは、父は速やかに必要な手続きを行い、監護者の同意等が必要なときは、母は速やかに必要な手続きを行う。

24. 未成年者らの米国のパスポートは父が保管し、日本のパスポートは母が保管する。ただし、母は、アメリカでの面会を行う場合には、第6項に定める引渡し場所において、未成年者らの日本のパスポートを父に引渡すものとし、父は、アメリカでの面会が終わった後は第6項に定める引渡し場所において、未成年者らの日本のパスポートを母に引き渡すものとする。